

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条	母子生活支援施設への措置の解除	子ども青少年課

処分基準は、独立した生計を営むことができ、措置を必要としないと認められることとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。